

一般競争入札による沖縄県有地売却の流れ（物件1～3）

一般競争入札とは、県があらかじめ決めた価格（予定価格）
以上で、最高額をつけた方が購入いただける方法です

入札参加申込

まず、入札に参加するために、入札参加申込書・添付資料を提出します。

入札参加申込書（第1号様式）

+

印鑑証明書、身分証明書、誓約書、

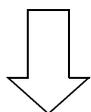
（入札保証金）納付書発行依頼書又は免除申請書*1

*1 入札保証金は入札予定額の5%以上となります。

例) 1,000万円で入札する予定 → 入札保証金50万円以上

入札参加申込期限 令和5年10月20日（金）までに必着

後日、入札参加資格を審査して**入札参加資格認定通知書**を送付します。



入札書の提出

入札保証金を納付後、入札書・添付資料を提出します。

封筒に入れ封をした入札書、入札保証金の領収書写し*2

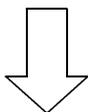
+

還付請求書・債権者登録申請書

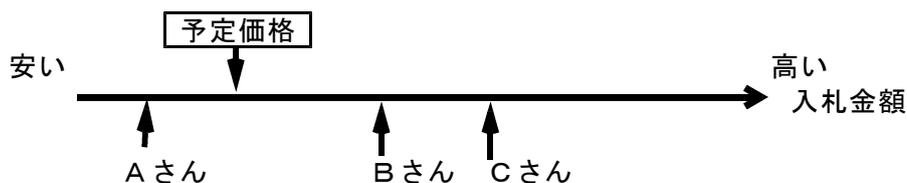
- ・記入例を参考に**入札書（第6号様式）**を作成し、封筒へ入れ封を閉じてください。
- ・**還付請求書・債権者登録申請書**の提出がない場合も入札書は受け付けますが、開札日までに提出してください。

*2 入札保証金を免除されている場合は、領収書写しは不要です。

入札書提出期限 令和5年11月20日（月）までに必着



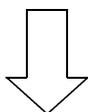
開札し、落札者を決定します



- ① Aさんは、予定価格を下回っているので、落札できません。
- ② 予定価格を上回っている者のうち、一番高い価格のCさんが落札者となります。

・落札しなかった方の入札保証金については、開札終了後、約3週間程度で還付します。

※落札者が、落札決定の日から7日以内に契約を締結しない場合は、その落札は無効となり、入札保証金はお返しいたしません。



契約

落札された方は、県と境界標を確認後、指定された期日（7日以内）までに土地売買契約書を締結し、契約保証金（落札額の10%以上の金額*3）を納付します。

土地売買契約書

（第10号様式）

+

契約保証金（落札額の10%以上）

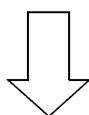
+

収入印紙

（落札者負担）

*3 入札保証金から充当しますので、実際には5%の契約保証金が必要です。

例) 1,000万円で落札した場合 → 契約保証金は100万円となりますが、入札保証金として50万円納めているので、残り50万円を納付します。



売買代金の支払い及び所有権移転登記

納付書を発行しますので、落札された方は指定の期限（契約日から30日以内）まで一括で支払ってください。なお、契約保証金を土地の売買代金へ充当することができます。

土地売買代金（落札額）

+

登録免許税

（落札者負担）

・所有権移転登記は、県が行います。

※落札者が、指定する期日までに売買代金（落札額）を納付しない場合は、その契約は無効となり、契約保証金はお返しいたしません。